

別紙
(表)

1 広告物の種類		広告塔 広告板 プロジェクションマッピング 小型広告板 はり紙 はり札等 広告旗 立看板等 電柱又は街路灯柱の利 用広告 標識利用広告 宣伝車 車体利用広告 アドバルーン 広告幕 アーチ 装飾街路灯 店頭装飾			
2 用途地域等		第一種住居地域 第二種住居地域 準住居地域 近隣商業地域 商業地域 準工業地域 工業地域 工業専用地域 第一種低層 住居専用地域 第二種低層住居専用地域 第一種中高層住居専 用地域 第二種中高層住居専用地域 田園住居地域 緑地保全 地区 旧美観地区 風致地区 第一種文教地区 市街化調整区 域 条例第6条第4号及び第5号の規定により定められた地域 条例第8条第4号の規定により定められた地域			
3 禁止区域に該当する場合		条例第6条第	号	4 第一種低層住居 専用地域又は第二 種低層住居専用地 域の境界線からの 距離	メートル
5 道路、鉄 道及び軌 道の沿道	(1) 道路	道 路(道路名)の		からの距離	メートル
	(2) 高速道路	高 速 道 路(道路名)の		からの距離	メートル
	鉄 道	鉄 道(鉄道名)の		からの距離	メートル
	軌 道	軌 道(軌道名)の		からの距離	メートル
6 表示又は設置の限度		A 建築物の高さ		27	メートル
		B 広告物の高さの限度(A×2/3)		18	メートル
		C 表示又は設置の限度(A+B)		45	メートル
7 一壁面 における 総表示面 積	(1) 壁面面積	平 方	100.0	メー	トル
	(2) 総表示面 積	平 方	30.0	メー	トル
	(3) 建築物の 面積	平 方	0	メー	トル
	(4) 今回表示 面積	平 方	12.0	メー	トル
8 一建築物 における総 表示面積の 限度	(1) 建築物の 壁面面積	平 方	500.0	メー	トル
	(2) 総表示面 積の限度 (1)×6/10)	平 方	300.0	メー	トル
	(3) 広告物の 既表示面積	平 方	0	メー	トル
	(4) 今回表示 面積	平 方	12.0	メー	トル
9 工作物の確認		〇〇年〇〇月〇〇日 第〇〇〇号			
10 道路占用の許可		〇〇年〇〇月〇〇日 第〇〇〇号			
11 許可		年 月 日 第 号 (年 月 日から 年 月 日まで)			
13 施工者	(1) 住 所	東京都〇〇区〇〇町1-2-3			
	(2) 氏 名	〇〇設計事務所 代表 〇〇 〇〇			
	(3) 資 格	(1)級 建 築 士・(大 臣)登録 第〇〇〇号			
	(4) 建築士事務所	(1)級建築士事務所・(都知事)登録 第〇〇〇号			
	(1) 住 所	東京都〇〇区〇〇町4-5-6			
(2) 氏 名	〇〇建設株式会社 代表取締役社長 〇〇 〇〇				
(3) 屋外広告業登 録番号	〇〇年〇〇月〇〇日 第〇〇〇号				
(4) 建設業	(都知事)許 可 第〇〇〇号				
(5) 電気工事業	(都知事)登 録 第〇〇〇号				

屋上設置広告物がある場合に記入してください。

高さ4m超の広告物新設時には、確認済証を添付してください。(申請中の場合は「申請中」と記入し、後日提出)

道路上に突出している場合は記入。許可書写しを添付してください。

施工者の登録内容を記入し、屋外広告業登録通知書の写しを添付してください。

(裏)

別紙(裏)については東久留米市内
で屋外広告物を設置する場合は記
載不要です。

14 条例第6条 第4号及び 第5号の規 定により定め られた地域	(1) 文化財等から 展望できない広 告物等	該当する 展望で () 該当しない			
	(2) 地盤面からの 高さ	()メートル (20メートル未満は、(3)の記入不要)			
	(3) 基準を超える 彩度の使用割合 の限度	広告物の表示面積 A		平方メートル	
		基準を超える彩度の 使用割合の限度 ($A \times 1 / 3$)		平方メートル	
基準を超える彩度の 使用面積			平方メートル		
15 条例第8条 第4号の規 定により定め られた地域	(1) 広告物の目的	自家用広告物 その他の広告物 ()			
	(2) 地盤面からの 高さ	()メートル (10メートル未満は、(3)の記入不要)			
	(3) 基準を超える 彩度の使用割合 の限度	広告物の表示面積 A		平方メートル	
		基準を超える彩度の 使用割合の限度 ($A \times 1 / 3$)		平方メートル	
		基準を超える彩度の 使用面積		平方メートル	
	(4) 照明	種類	ネオン管 (露出・その他)、LED、その他		
色		赤色光、黄色光、その他 ()			

(注意) 1 所定の欄を記入の上、該当事項を○で囲んでください。
2 7(1)壁面面積及び8(1)建築物の壁面面積の欄については、地盤面から当該広告物
又は掲出物件の上端までの高さが、第一種住居地域、第二種住居地域又は準住居地域内
において33メートルを超える場合にあつては33メートル、第一種住居地域、第二種住
居地域又は準住居地域外において52メートルを超える場合にあつては52メートルまで
の面積を記入してください。